

1 ICT 活用工事

1-1 概要

ICT 活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示す ICT 施工技術を全面的に活用する工事である。

1-2 ICT 活用工事における河川浚渫工

次の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事における河川浚渫工とする。また「ICT 河川浚渫」という略称を用いる。

- ①三次元起工測量
- ②三次元設計データ作成
- ③ICT 建設機械による施工
- ④三次元出来形管理等の施工管理
- ⑤三次元データの納品

1-3 ICT 施工技術の具体的内容

ICT 施工技術の具体的内容については、次の①～⑤および表-1 によるものとする。

①三次元起工測量

起工測量において、三次元測量データを取得するため次の 1) ～ 2) から選択して測量を行うものとする。（複数選択可）

なお、直近の測量成果等での三次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面および変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT 活用とする。

- 1) 音響測深機器を用いた起工測量
- 2) その他の三次元計測技術を用いた起工測量（※）

（※）従来の管理断面において T S を用いて測定し、計測点同士を T I N で結合する方法で断面間を三次元的に補完することを含む。

②三次元設計データ作成

1-2 ①で計測した測量データと発注図書を用いて、三次元出来形管理に用いる三次元設計データを作成する。

③ICT 建設機械による施工

1-2 ②で作成した三次元設計データを用い、次の 1) に示す ICT 建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

- 1) 三次元 MC または三次元 MG 建設機械

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

④三次元出来形管理等の施工管理

1-2 ③による工事の施工管理において、次の 1) ～ 3) に示す方法により出来形管理を実施する。

- 1) 音響測深機器を用いた出来形管理
- 2) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 3) その他の三次元計測技術を用いた出来形管理

⑤三次元データの納品

1-2 ④による三次元施工管理データを工事完成図書として納品する。

ICT 活用工事実施要領（河川浚渫）

表－１ ICT 活用工事と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用工種			監督・検査 施工管理	備考
				ポンプ 浚渫船	グラブ 浚渫船	バックホウ 浚渫船		
3次元起工測量/ 3次元出来形管理 等施工管理	音響測深機器を用いた起工測量 /出来形管理技術（舗装工）	測量 出来形計測 出来形管理	-	-	-	○	①、②	
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	測量 出来形計測 出来形管理	ICT 建設機械	-	-	○	①、③	
ICT 建設機械 による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	浚渫	ICT 建設機械	-	-	○	-	

【関連要領等一覧】	①	②	③
	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編	音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）

【凡例】○：適用可能 -：適用外

1-4 ICT 活用工事の対象工種

ICT 活用工事の対象工事は、次の（１）（２）に該当する工事とする。

（１）対象工種

ICT 活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける次の工種とする。

1）浚渫工（バックホウ浚渫船）

- ・浚渫船運転工

（２）適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準および規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 ICT 活用工事の実施方法

2-1 発注方式

ICT 活用工事の発注は、次の方式によるものとする。

（１）発注者指定型

発注者が指定した工事に適用する。

（２）受注者希望型

発注者指定型以外で、対象工種を含む全ての発注工事を対象とし、受注者からの希望により ICT 活用工事を実施する工事に適用する。

2-2 ICT 活用工事の実施に関する協議

受注者は、契約後、施工計画書の提出までに、具体的な工事内容および対象範囲（原則、本工事の河川浚渫工範囲の全てを対象とする。）について、様式-1 の滋賀県 ICT 活用工事に関する協議書により監督職員と協議を行い、協議が整った場合に ICT 活用工事を行うことができる。実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

3 ICT 活用工事の実施推進のための措置

3-1 工事成績評価における措置

ICT 施工技術を活用した場合、発注方式にかかわらず、創意工夫における【施工】「ICT 活用工事加点」において該当するいずれかの項目で評価するものとする。

ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までのいずれかの段階で ICT を活用した

ICT 活用工事実施要領（河川浚渫）

工事（電子納品のみは除く。）

※本項目は1点の加点とする。

ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。

※本項目は2点の加点とする。

なお、ICT活用施工を採用しない工事の成績評定については、本項目での加点対象とせず、併せて以下（i）（ii）を標準として減点を行うものとする。

ただし、以下についてはICT活用工事として評価して未履行の減点対象としない。

- 1) 起工測量において、前工事での三次元納品データが活用できる場合等の断面および変化点の計測による測量
- 2) 施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合の、従来型建設機械による施工
- 3) 冬季の降雪・積雪によって面管理が実施できない場合等の断面および変化点の計測による出来形管理および降雪・積雪による施工後の現況計測未実施

（i）発注者指定型

受注者の責によりICT活用工事が実施されない場合は、契約事項の不履行として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。

（ii）受注者希望型

工事契約後の受注者からの提案によりICT施工技術を活用するため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点を行わない。

4 ICT活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にICT活用工事を導入し、ICT施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

発注者は、ICT活用工事を実施するに当たって、国土交通省が定める施工管理要領、監督検査要領（表-1【要領一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員および検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4-2 三次元設計データ等の貸与

（1）発注者は、ICT活用工事に必要な三次元設計データを作成していない場合は、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議において「三次元起工測量」および「三次元設計データ作成」を受注者に指示し、これに係る経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

（2）発注者は、詳細設計において、ICT活用工事に必要な三次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

なお、貸与する三次元設計データに三次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の施工協議において「三次元起工測量」および「貸与する三次元設計データと三次元起工測量データの合成」を受注者に指示し、これに係る経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

ICT 活用工事実施要領（河川浚渫）

4-3 工事費の積算

（1）発注者指定型

発注者は、発注に際して滋賀県土木交通部が定める「土木工事標準積算基準書・土木工事標準積算基準書（参考資料）」および「ICT 活用工事積算要領（河川浚渫）」に基づく積算を実施するものとする。

受注者が、河川浚渫工に関する ICT 活用の実施内容を施工計画書として発注者に提出・協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT 活用施工の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とし、「ICT 活用工事積算要領（河川浚渫工）」に基づき積算し、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

また、現行基準による二次元の設計ストック等により ICT 活用工事を発注する場合、受注者に三次元起工測量および三次元設計データ作成を指示するとともに、三次元起工測量経費および三次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

（2）受注者希望型

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により ICT 活用工事を実施する場合、滋賀県土木交通部が定める「土木工事標準積算基準書・土木工事標準積算基準書（参考資料）」および「ICT 活用工事積算要領（河川浚渫）」に基づき積算し、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

また、現行基準による二次元の設計ストック等により工事を発注している場合、受注者に三次元起工測量および三次元設計データ作成を指示するとともに、三次元起工測量経費および三次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

4-4 現場見学会・講習会の実施

受注者は、発注者から指示があった場合は、ICT 活用工事の推進を目的とした現場見学会・講習会を実施するものとする。

4-5 アンケートへの協力

受注者は、工事完成後 14 日以内に別紙の「(様式-2) ICT 活用工事の実施におけるアンケート調査」を提出するものとする。

5 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。

